

軽自動車税のグリーン化特例(軽課)について

令和3年度課税において、三輪以上の軽自動車で、排出ガスの性能及び燃費性能の優れた車両については、グリーン化特例(軽課)を適用します。
 グリーン化特例(軽課)とは、一定の環境性能を満たす車両について、取得した翌年度分に限り税率を軽減するものです。

対象者			初回新規登録等	
			平成31年4月1日～令和3年3月31日	令和3年4月1日～令和5年3月31日
電気自動車・天然ガス自動車(※1)			概ね75%軽減	概ね75%軽減
ガソリン車 ハイブリット車(※2)	乗用	令和2年度燃費基準+30%達成車	概ね50%軽減	軽減なし
	貨物	平成27年度燃費基準+35%達成車		
	乗用	令和2年度燃費基準+10%達成車	概ね25%軽減	
	貨物	平成27年度燃費基準+15%達成車		

※1 平成21年排出ガス規制10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合

※2 平成17年排出ガス基準低減達成車(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

軽減が適用された車両の税率(年額)は次のとおりです。

車両区分		グリーン化特例(軽課)適用の車両			特例適用外の車両
		概ね75%軽減	概ね50%軽減	概ね25%軽減	
三輪の軽自動車		1,000円	2,000円	3,000円	3,900円
四輪の軽自動車	乗用自家用	2,700円	5,400円	8,100円	10,800円
	乗用営業用	1,800円	3,500円	5,200円	6,900円
	貨物用自家用	1,300円	2,500円	3,800円	5,000円
	貨物用営業用	1,000円	1,900円	2,900円	3,800円

* 燃費基準の達成状況については、自動車検査証(車検証)をご覧ください。